



## DI推進室は男性医師の育児休業取得を応援します！

2022年10月から“産後パパ育休制度”がスタートし、男性がより育児休業を取得しやすくなりました。夫が育児休業を取得し妻と共に育児家事に携わるとは、第二子以降の出生数増加や産後うつ軽減、女性の就労継続などが期待できるうえ、医師全体の“働き方改革”にもつながります。

久留米大学DI推進室では2023年2月9日、ダイバーシティシンポジウム「選ばれる職場を目指してー男性医師の育児休業取得を応援しよう」を開催しました。

### 男性の育児休業取得の環境づくりの為にー “理解とチームワーク” “医局のルール作り”!

シンポジウム第1部では、長崎大学理事（学生担当・国際担当）の伊東昌子氏が、「男性の育児休業取得と働き方改革は表裏一体。時間を管理し自分の時間を作り出しましょう」と話されました。

第2部のパネルディスカッションでは、まず育児休業を取得した久留米大学の男性医師2名が経験談を話したのち、それぞれの上司が「希望者全員に取得して欲しいので、男性医師が育児休業を希望する場合の医局内ルールを設け、皆に周知した」「周囲の理解とともに、大学病院以外での勤務日の調整が必要」と、具体的な現場の課題や解決策を示しました。第2部パネリストの一人である長崎大学心臓血管外科の三浦崇教授からは、自身が医局長時代に数名の男性医師の育児休業取得をサポートし、自らも産後パパ育休を取得した経験を踏まえたお話があり、「育児休業取得後の男性医師は比較的早く帰宅し、育児家事に積極的に携わっているようだ」と述べました。

本シンポジウムには対面・オンライン合わせて70人が参加しました。



伊東 昌子氏  
(第1部基調講演)



内科学講座  
(内分泌代謝内科部門)  
本村 誠一講師



産婦人科学講座  
堀之内 崇士講師  
(第2部オンライン参加)



長崎大学 三浦 崇教授  
(第2部オンライン参加)



第2部会場

### 育児休業制度の成立及び改正の歴史

- 1992年4月1日 「育児休業法」施行
- 1995年4月1日 育児休業法改正。現在の「育児・介護休業法」となる
- 2005年 育児休業期間の延長（1歳半まで）
- 2010年 「パパ・ママ育休プラス」制度創設
- 配偶者が専業主婦（夫）である場合の除外規定廃止
- 2017年 最長2歳までの育児休業の再延長が可能となる
- 2022年10月1日 産後パパ育休制度開始
- 2023年4月1日 事業所による育児休業の取得状況の公表義務

### 育児休業を取得した男性医師



四方 雅人先生  
所属：内科学講座（内分泌代謝内科部門）  
年齢：31歳  
家族構成：夫婦と子ども一人（10ヶ月）  
育児休業取得期間：2022年4月1日～（1ヶ月間）

取得のきっかけ：妻が里帰り出産から戻る際、医局から提案され取得することになった。周囲に迷惑をかけるのが心配で、同僚には自分から根回しをしたが、同僚は快く受け入れてくれた。今は休日に食事を作ったりしている。育休中は収入減になったが、育休経験により視野が広がり、妊娠糖尿病患者さんの診察時に役に立っている。



重川 公弥先生  
所属：産婦人科学講座  
年齢：29歳  
家族構成：夫婦と子ども2人（2歳と8ヶ月）  
取得期間：2022年7月3日～（4ヶ月間）

取得のきっかけ：一人目の誕生後、妻に育児を任せきりで苦しい思いをさせたので、二人目は心身ともにサポートしたかった。前任の医局長時代から取得の相談をしてきた。妻はとても喜んでくれた。復職後、仕事面で忘れていたこともあったが、上司や後輩がサポートしてくれた。今後は後輩の取得をサポートしたい。



### 大学病院職員への意識調査から

男性が育児休業をより取得しやすくなる環境は？（複数回答可）

